

警察本部
警察学校
各警察署

改正

昭和60年12月本部訓令第12号
昭和61年3月本部訓令第3号
平成6年10月本部訓令第15号
平成7年3月本部訓令第4号
平成11年3月本部訓令第10号
平成13年3月本部訓令第7号
平成14年3月本部訓令第11号
平成17年2月本部訓令第3号
平成17年3月本部訓令第14号
平成18年8月本部訓令第23号
平成21年3月本部訓令第2号
平成21年8月本部訓令第10号
平成22年3月本部訓令第4号
平成29年3月本部訓令第8号
令和6年3月22日本部訓令第8号
令和7年3月4日本部訓令第7号

青森県警察職員被服貸与規程

警察職員被服貸付規程（昭和31年1月青森県警察本部訓令甲第3号）の全部を改正する訓令を次のように定める。

（根拠）

第1条 青森県警察職員で、特殊な業務に従事する職員（以下「職員」という。）に対する被服の貸与等については、別に定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（被服を貸与する職員等）

第2条 被服を貸与する職員及び貸与する被服の品目、員数、貸与期間等は、本部長が別に定める。

2 警務部施設装備課長（以下「施設装備課長」という。）は、特別の理由があるときは、前項に規定する被服の品目、員数を増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

（被服の着用）

第3条 職員は、その業務に従事するときは、特別の理由がある場合を除き、貸与被服を着用するものとする。

（着用期間）

第4条 貸与被服の着用期間は、次のとおりとする。ただし、所属長は、必要があると認めるときは、着用期間を変更することができる。

冬服及び冬帽子 12月1日から翌年3月31日まで

夏服及び夏帽子 4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで

盛夏ワイシャツ 6月1日から9月30日まで

その他の被服 通年

（再貸与）

第5条 施設装備課長は、職員が貸与被服を亡失又はき損した場合は、再貸与することができる。ただし、亡失又はき損が職員の故意又は重大な過失によるときは、この限りでない。

（被服の返納）

第6条 職員が配置換え、退職等で貸与被服を着用する必要がなくなったとき、又は貸与被服が経年劣化等により着用することができなくなったときは、貸与被服を速やかに所属長を通じ、施設装備課長に返納しなければならない。

（再貸与及び返納の手続き）

第7条 被服の再貸与及び返納の手続きは、警察官に対する支給品及び貸与品取扱規程（昭和47年3月青森県警察本部訓令第10号）第4条及び第5条の規定を準用する。

（貸与被服の管理）

第8条 所属長は、所属職員の貸与被服について貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める

附 則

1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の警察職員被服貸付規程に基づいて職員に貸与している被服については、この訓令による改正後の青森県警察職員被服貸与規程に基づいて貸与しているものとみなす。

附 則（平成17年本部訓令第3号）

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年本部訓令第14号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年本部訓令第23号）

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成21年本部訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年本部訓令第10号）

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第4号抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日本部訓令第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。